

Regulatory update

Insurance industry (June 2014)



1. EIOPA

財務健全性

EIOPAによる金融安定レポート

2014年5月14日、欧州保険年金監督機構(以下「EIOPA」とする)は、最新の金融安定レポート(FSR)を公表しました。この半期毎に実施される分析では、ヨーロッパの保険セクター、世界的な再保険セクターおよびヨーロッパの年金基金セクターが抱えるリスクが評価されています。また、このレポートには、初の試みとして、特定の論点もしくはより広範な保険契約に関するディスカッションについて、より深度のある分析を行っている二つの項目が含まれています。一つは、保険セクターにおける保険料収入の伸びと(例えば、脆弱なマクロ経済環境や低金利状況などの)重要なマクロ経済要因との関係を検討しています。もう一つは、グローバルなシステム上重要な金融機関(GSIFIs)によってもたらされたリスクへの対処に関する分析を踏まえ、グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)の選定プロセスと政策措置に焦点を当て検討しています。

ソルベンシーII

ソルベンシーIIの開始日が確定

2014年5月22日、オムニバスIIが官報にて公表されました。これは、オムニバスIIをEU法に含めるために要求される最終ステップであり、2016年1月1日からのソルベンシーIIの適用、およびその他のソルベンシーII要件を確定しています。

ソルベンシーIIガイドライン(その1)

EIOPAは、2014年4月29日に実施された国際規制戦略グループ(International Regulatory Strategy Group)の協議に基づき、2014年5月に「EIOPAのソルベンシーIIのためのガイドライン(その1)」を公表しました。ここでは、以下に焦点を当てた、ソルベンシーIIガイドライン(その1)に関するコンサルテーションの概要が記載されています。

- 第一の柱の要件(評価、技術的準備金、自己資本、ソルベンシー資本要件およびグループソルベンシー計算)
- 内部モデル
- ガバナンスおよびリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)の同等性
- 監督当局のレビュー・プロセス

第二の柱、第三の柱に焦点を当てたガイドライン(その2)に関するコンサルテーションは2014年12月から2015年3月に公表される予定です。

EIOPAは、EU域内の全ての言語による公表を2015年2月に行う前提として、2014年11月に最終ドラフトガイドラインを発行する予定です。その後、各国の規制当局は、2015年4月1日に予定されているガイドラインの発効前に、ガイドラインを遵守しているかを確認する(あるいは、遵守していない場合には、その理由をEIOPAに対して説明する)必要があると考えられます。

保険会社のストレステスト2014に関するアップデート

EIOPAは、保険会社のストレステスト2014に関するウェブページを毎週水曜日に更新することを予定してい

ます。現在まで、2014年5月21日、5月28日において、ストレステスト仕様書、報告テンプレート、質問および回答の更新がされています。さらに、2014年5月28日、EIOPAは、新たに保険会社のストレステスト2014に関する概要が記載された文書(Background documents)を二つ公表しました。

- ストレステストのアプローチに関するプレゼンテーション
- 保険会社のストレステスト2014に関するEIOPAワークショップ – 2014年5月20日に実施された保険業界との協議におけるプレゼンテーション

ストレステストは、不利な状況における保険セクターの弾力性を評価することを容易にし、また、財務システムの健全性に対する結論を導くことを容易にする標準的な監督ツールの一つです。このエクササイズは、ヒストリカルシナリオおよび仮想シナリオのもとでの、市場リスクに関する保険会社の弾力性を検証することを目的としています。さらに、EIOPAは保険リスクのテストについても計画しています。「長期低金利下における監督上の対応に関する見解」(原題:"Opinion on Supervisory Response to a Prolonged Low Interest Rate Environment")のフォローアップとして、EIOPAは低金利の要素も、このエクササイズに含めています。詳細は”[Hot Topic](#)”を参照ください。

Solvency II 技術的仕様書

EIOPAは、ソルベンシーIIの予備的段階における技術的仕様書に関するウェブページを毎週水曜日に更新することを予定しており、保険会社に対して、質問と回答に関するリストの週次における更新を閲覧することを推奨しています。

2. Japan

金融庁

統合的リスク管理態勢に関するヒアリング結果の概要

金融庁は、保険会社および保険持株会社25社を対象として実施した、統合的リスク管理態勢に関するヒアリング結果の概要を公表しました。このヒアリングは、保険会社によるORSAに関するレポートの作成を通じて、リスクの経営戦略への取り込みや経営への活用状況を把握することを目的としたものです。金融庁は、これらを含むERM体制の改善や充実が見られた一方で、引き続き多くの課題があると認識しています。主な内容は以下のとおりです。

(経営戦略とリスク)

- ERMに基づいた中期経営計画や事業計画の策定などには至っていない会社も存在する

(リスク管理方針)

- 以下の会社が昨年度よりも増加した。

- ✓ リスク調整後収益指標などについて目標を策定し、資本効率の追求を目指す会社
- ✓ ビジネスラインやリスクカテゴリー毎に配賦資本に対するリスクとリターンを把握し、収益性も含めた評価を目指す会社

(リスクプロファイルとリスクの測定)

- 経営陣の間におけるエマージングリスクに関する意見交換など、経営陣の指摘・意見のうち重要なものをリスク管理プロセスに取り込む態勢の構築には至っていない
- ヒートマップの活用など、リスクの状況を経営レベルで把握しようとする取り組みは進展
- リスク計量方法については、より詳細な情報を別途保険会社から入手する必要性があり、何らかの形による調査が示唆されている

(ORSA)

- 一部の会社は必要な経済資本と会計ベースの資本の比較により、ソルベンシーの自己評価を実施

- ストレスシナリオの発生確率に応じてリスクバッファーを定め、ストレステストをリスク選好に基づく ERM に有効に活用している会社もある

(経営への活用)

- 3年から5年の中期における、経済価値ベースのソルベンシー充足状況の評価は多くの会社の課題である
- リスク・リターンについて目標を策定し、必要に応じて年次計画や修正時点における資本配賦額を調整・修正している会社もあった

(ORSA の評価・検証)

- ORSA を検証する監査役会、内部監査の専門的な人材の確保は課題である
- 一方で ORSA/ERM に関する整備の取り組みは進展しており、内部監査や監査役会の役割は今後一層重要性を増す

特に中期におけるソルベンシー充足評価については、経済価値ベースのリスク量の計量態勢の構築から、一步進めた将来のソルベンシー予測において重要な要素となる保有契約推移やインフレ率などの前提条件設定について、多くの保険会社にとって大きな課題となる可能性があります。

経済価値ベースのソルベンシー規制導入に関するフィールドテストの実施

金融庁は、日本の全保険会社を対象として、経済価値ベースのソルベンシー規制導入に向けたフィールドテストの実施を公表しました。このフィールドテストは、IAIS や EU における検討内容と整合的な方法を用いた経済価値ベースの保険負債評価や資産負債の一体的な金利リスクの計測などを求めていました。実施結果は 2015 年 7 月に公表される予定です。

3. United Kingdom

保険会社における評価リスク

2014 年 5 月 30 日、プルーデンス規制機構(以下「PRA」とする)は、「市中協議文書(CP)10/14 保険会社における評価リスク」を公表しました。これは金融資産の評価に関する既存のルールを明確にする監督ステートメントのドラフトを含んでおり、最終版監督ステートメントが公表される際には削除されることとなる、2013 年に公表された評価リスクステートメントに続く規制です。PRA は評価の不確実性、慎重な価格評価およびクライアント提供価格に関する方針の変更に言及しています。

評価の不確実性と慎重な価格評価について、PRA は、保険会社に対して一般的な慎重性の要件に適合するため設定された適切なガバナンスとプロセスを構築することを期待しています。保険会社は、評価の不確実性に対する強固で完全な評価と定量化を含む、特に仕組み商品と流動性の低い証券について評価リスクを監視ならびに管理する必要があります。PRA は、以下の項目を含む、望ましい金融資産評価のガバナンスと統制を提言しています。

- 評価対象資産に対する十分な独立性
- 方針と手順に関する適切な文書化
- 評価モデルに対する適切な統制(モデルの仮定および限界に関する理解を含む)
- 適切な経営情報
- 内部と外部で管理されているファンド間におけるガバナンスの整合性

クライアント提供価格とは、外部評価機関から提供された価格としています。外部評価機関は、保険会社もしくはその投資マネージャーから直接提示された価格または価格算定インプットを利用して計算を行うため、独立した存在ではありません。PRA は、保険会社に対して、クライアント提供価格の利用を管理し、制限すること、また、利用した価格情報を明確化することを期待しています。保険会社もしくは投資マネージャーは、追加的なガバナンス(例:適切な承認)やその正当性を文書化せずに、価格または価格算定インプットを外部評価機関に提供するべきではありません。クライアント提供価格を代替する実務的な価格が入手不可能な状況もあり得ます。

このような場合、PRA は、独立した価格の検討とクライアント提供価格の重要性に関するシニア・マネジメントへの報告を含む、強固な統制の構築を期待しています。コンサルテーションは 2014 年 7 月 11 日に終了します。

劣後保証の利用

2014 年 5 月 30 日、PRA は、「市中協議文書(CP)9/14 保険会社における劣後保証と資本の質」を公表しました。この市中協議および最終的な監督ステートメントは、保険会社が、他の会社により発行された資本性金融商品について劣後保証を行う場合、いかなるアレンジメントについても適用されるでしょう。また、保証を行う保険会社として、同じグループに属する保険持株会社やその他の会社にも関連する可能性があります。

PRA は、保険会社が、他の会社により発行された資本性金融商品の劣後保証を、どのように取り扱うべきか、そして、これらの保証により保険会社の資本の質がいかに浸食されないようにすべきかについて明らかにしています。特に、保険会社により発行された劣後保証は、それが行使された場合、保険会社の既存の劣後負債を消滅させるあるいは既存の劣後負債と交換されない限り、Tier 1 資本要件を満たさなくなります。

保険会社は、監督ステートメントの公表後 1 ヶ月以内に、PRA に対して資本構造に劣後保証が含まれているかについて報告するべきです。劣後保証が含まれている場合、保証に関する追加的な情報と資本上の取り扱いについて、2014 年 12 月 31 日までに PRA に報告しなければなりません。仮に資本調整が必要となった場合、2015 年末までに問題を解消するための資本リストラクチャリングが予定されている場合を除き、2014 年末までに調整を行うことが期待されています。コンサルテーションは 2014 年 7 月 11 日に終了します。詳細は”Hot Topic”を参照ください。

非金融経済への支援

マーク・カーニー氏は、2014 年 5 月 22 日の講演の中で、実体経済を支援するための保険業界の規制について意見を述べました。カーニー氏は、以下の状況により引き起こされる新たなリスクと直面している保険監督に関するイングランド銀行(以下「BoE」とする)のアプローチを提示しています。

- 新たなビジネス分野
- 伝統的でないタイプの投資
- 新興国市場における新たな機会

BoE のアプローチには、保険会社のビジネスモデルと戦略が契約者や将来におけるより広範な金融業界を脅かすものでないかについて、将来を見据えたかつ判断を基礎とした視点が含まれています。仮に BoE が問題を認識した場合、BoE は何らかの措置を取りますが、それは、保険会社自身の意思決定による結果から保険会社を保護することを意図しているわけではありません。さらに、BoE は保険業界の上級管理者の行動に対する責任を持たせるために、銀行制度と同様の制度を構築することを意図しています。

PRA による内部モデルの支援

2014 年 5 月 1 日、PRA は、内部モデルの利用を予定している損害保険会社向けに、ソルベンシーII に関する技術的な論点に関するイベントを行いました。このイベントでは、専門的判断、依存関係、1 年の保険引受リスクおよび保険引受リスクに関する PRA の評価についてフィードバックを実施する四つの正式なセッションも実施されました。

PRA がデータ収集エクササイズを開始

2014 年 5 月 23 日、PRA は、2014 年 8 月 22 日を回答期限とする、多くの生命保険会社および損害保険会社に対するデータ収集エクササイズを公表しました。このエクササイズは 2014 年 6 月 20 日を回答期限として 5 月 13 日に公表されたソルベンシーII における非内部モデル承認プロセス(non-IMAP)に関する調査に続くものです。さらなる情報は、2014 年 4 月 14 日付で保険会社向けに発行された「ソルベンシーII データ収集エクササイズの要約」によって確認することができます。

報告への試みに関する PwC のウェブキャスト

私たちの最新の調査によると、依然、68%の保険会社が、第三の柱である報告において求められる要件の半分に到達していません。保険会社にとって、テクノロジー、データソースおよび報告のタイムフレームという三つが来年の最重要課題となっています。PwC UK のソルベンシーII リーダーであるチャールズ・ガンソワージ氏は、私たちのウェブキャストの中で、2015 年のソルベンシーII で求められる報告における重要な優先事項について議論するため、専門家とともに参加しています。この議論の後の 15 分間で、視聴者からの Q&A を受け、以下のトピックを取り上げました。

- 正しいテクノロジーによる解決策と入手可能な選択肢を選別する上で考慮すべき重要な事項
- 技術的な問題に関する不確実性の取り扱い(例えば、ボラティリティ調整、ソルベンシーII バランシシートに対する心証の入手方法)
- 資産データ収集とアセットマネージャーにより設定された制約に対応という課題
- 記述による報告(narrative reporting)の影響力およびその使用方法
- 第三の柱はマーケットにおいて保険会社がどのようにみられているかを変化させることができるか

4. United States

コーポレート・ガバナンス作業部会(Corporate Governance Working Group)

コーポレート・ガバナンス年次提出モデル規制

2015 年 3 月 6 日、コーポレート・ガバナンス作業部会は、コーポレート・ガバナンス・モデル法案を継続議論するため、電話会議を開催し、電話会議では、コーポレート・ガバナンス・ガイダンス・マニュアルと不整合が続いている項目に焦点をあてて議論されました。保険業界は、ガイダンス・マニュアルの概念について強く異議を唱え続けています。マニュアルを使用することは、モデル法が要求している法的プロセスの範囲外でコーポレート・ガバナンス提出の要求事項に変更を加えることになるからです。この立場は、主要な 7 つの保険業界団体が署名した 2014 年 1 月 31 日のコメントレターにおいても繰り返し主張されています。

議長は、作業部会はもはや独立したガイダンス・マニュアルには固執しないが、代わりに、新しく創設されたコーポレート・ガバナンス年次提出に関するモデル規則の中に、ファイリングに関するインストラクション含めることを発表しました。ニューヨーク州は、全米保険監督当局協会(以下「NAIC」とする)職員がドラフトしたモデル規制「コーポレート・ガバナンスに関する情報の受領に際し規制当局により確実性を提供するために」(原文：“to provide more certainty to regulators in receiving information on corporate governance”)に対する附記を提出しました。当該附記では、取締役会の方針と施策についてより広範囲な開示が要求されており、以下の事項が含まれています。

- 誠実性、説明責任、見識ある判断力、金融リテラシーおよび高いパフォーマンス基準を含む、各取締役の資質、専門知識および経験
- 取締役会として、1)会計または財務、2)ビジネスに関する判断、3)業界知識、4)経営、5)リーダーシップおよび 6)ビジョンと戦略といった全ての核となる能力をどのように保持するのか
- 取締役会議への参加や会議資料の事前レビューに関する基本的な職務および責任を含む、取締役の責務に関する明確な説明
- 取締役会として、ビジネスが適切に管理されているかを評価するためにどのように会社のビジネスに関する行為を監督するのか。例えば、レビューを実施する、必要に応じ、会社の財務目標および主要な経営計画と活動を承認する(他にも五つ、取締役会レベルで行うべき課題が提案されているがここでは割愛する)
- 保険会社が設立された以降、少なくとも年に一度、コーポレート・ガバナンスの原則が、最低限、取締役会のリーダーシップ、取締役の資質・独立性・責任、取締役会の構成と機能について対処しているか、また、適切な場合、委員会の規約、取締役会による経営陣やアドバイザーへのアクセス、取締役の報酬、オリエンテーション、継続的な教育研修、経営陣の引継についても適用されているかレビューを実施する。

業界団体の代表者は、新しい提案は規範的なファイリングのインストラクション含んでおり、そして保険会社にコーポレート・ガバナンスを特別な方法により実践することを要求しているように見えるとコメントしました。また、作

業部会の当初の明確な意図は、このようなことを要求しないということであったとコメントしています。他の規制当局はニューヨーク州の附記に対し支持を表明しています。また、作業部会はモデル規則案について 2014 年 4 月 21 日までコメントを募集することを決定しています。

春季全米大会における、コーポレート・ガバナンス年次開示に関するモデル法は、作業部会がアップデートされた法案について議論したもので、「年次提出モデル」から「年次開示モデル」へと名称が変更されています。利害関係者、ニューヨーク州およびペンシルバニア州からの提案された改正案は受け取られ、そして、作業部会は、提案された変更のうち大方については同意しましたが、規模による適用免除については同意しませんでした。従って、モデルが採択された場合、全ての保険会社が報告書の提出を求められることになる可能性があります。ある利害関係者から、キャプティブ保険会社にもコーポレート・ガバナンス報告が要求されるかについて質問がなされました。NAIC 職員は調査を行い今後の会議で回答するとしています。作業部会は、改正されたモデル法について、2014 年 4 月 21 日までコメントを募集することを決定しています。議長は、このプロジェクトは 2014 年の間に完了させる点、繰り返し言及しました。

「重複するファイリング」に関する懸念は、オーランドにおける会議でも議論がされていました。例えば、NAIC は、コーポレート・ガバナンス年次提出が採択された場合に重複となるであろう他のファイリング、あるいはファイリングの一部について要求を削除するか否かといった議論があります。これについて、監督官の一名は、このモデル法には重複するファイリングに関する条項は存在しないため、別のモデルで対処する必要があると回答しています。一方、ガバナンス・レビュー作業部会の会議において、損害保険会社の業界団体(以下「PCI」とする)は、作業部会に対し、ソルベンシー規制ガイドラインにおける重複するファイリングを削除することを検討するよう要請しました。副議長は、PCI に対し、検討のために、重複する箇所のリストを作業部会に提出するよう要請しました。

内部監査機能への要求事項

秋季全米大会において、作業部会は、有効な内部監査機能を維持するために、2016 年 1 月 1 日から、規模の大きい保険会社(年間の保険料収入が 500 万ドルより大きい保険会社)への適用が提案されているモデル監査規則の改定について再度コメントを募集しました。春季全米大会において、作業部会は、ペンシルバニア州から提案された改正案について検討を行いました。改正案は追加的な明確化を求めるものでした。作業部会は、それらの修正を適用することを採択しています。年次財務報告モデル規制に対するそれらの変更については、事後に開催された財政状態委員会(Financial Condition Committee)で採択されています。

注

- 上記 1.EIOPA、3.United Kingdom に記載の内容は、PwC UK 作成の [Being better informed June 2014](#) より抜粋して作成しております。
- 上記 4. United States に記載の内容は、[NAIC Meeting Notes, Spring 2014](#) より抜粋して作成しております。

お問い合わせ先

あらた監査法人

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-21-1

住友不動産汐留浜離宮ビル

aarataapr@jp.pwc.com